

名古屋 ABS 議定書に関する日本政府への NGO 提案書

2010年5月24日(月)

CBD 市民ネット ABS 作業部会 / A SEED JAPAN

1. 議定書原案に対する提言

| 該当条文 ¹ | 現状 | 提言 | 根拠 |
|-------------------|--|---|---|
| 4条2項 | <p>議定書原案では次のように規定されている。</p> <p>締約国は、発現、複製、解析、デジタル化の技術を通じて生産された派生物からの利益も含む遺伝資源の利用から生じる利益を、当該遺伝資源の当該遺伝資源の提供国である締約国と付属書2に規定されている遺伝資源の典型的な利用のリストを考慮して、<u>with the aim of ensuring the fair and equitable sharing</u>(公正かつ衡平に配分する目的で)、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。</p> | <p><u>with the aim of ensuring</u> を <u>to ensure</u> と修正するべきである。</p> | <p>生物多様性条約の目的を達成するためには、実施を伴わない可能性を回避し、実施を確保する制度を作ることが必要である。</p> |
| 4条4項 | <p>議定書原案では次のように規定されている。</p> <p>締約国は、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用がもたらす利益を、当該知識を所有する先住民族、地域社会と <u>with the aim of ensuring the fair and equitable sharing</u> (公正かつ衡平に配分する目的で)、第9条の規定を考慮して、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。</p> | <p><u>with the aim of ensuring</u> を <u>to ensure</u> と修正するべきである。</p> | <p>生物多様性条約の目的を達成するためには、実施を伴わない可能性を回避し、実施を確保する制度を作ることが必要である。</p> |

¹ 生物多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書原案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 Annex1)

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 4 条 | 議定書原案に、 country of origin (原産国) への利益配分の規定がない。 | 締約国は、利用者と提供者に対し、遺伝資源の利用から生ずる利益を、 country of origin (原産国)へ向けることを奨励することを規定すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 大航海時代から取得された遺伝資源は既に先進国の多くのジーンバンクや植物園などに保存されている。そのため、先進国と途上国の公平性が十分に担保されていないから。 ② 生物多様性条約の目的でもある生物多様性の保全と持続可能な利用を原産国においても実現する必要がある。 ③ 自主的に原産国への利益配分を方針としている英国のキュー王立植物園等の取り組みを推進する必要がある。 |
| 5 条 BIS | 議定書原案では次のように規定されている。 締約国は、先住民族及び地域社会が所有する遺伝資源に関連する伝統的知識が、該当する先住民族及び地域社会の事前の情報に基づく同意/承認及び参加を得て、また、相互に合意する条件に基づいて取得されることを確保する目的で、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。 | with the aim of ensuring を to ensure と修正すべきである。 | 生物多様性条約の目的を達成するためには、実施を伴わない可能性を回避し、実施を確保する制度を作ることが必要である。 |
| 9 条 1 項 | 議定書原案では次のように規定されている。 この議定書のもとで義務を実施するにあたり、締約国は、該当する場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して、先住民族及び地域社会の法律、先住民族及び地域社会の慣習法、共同体のプロトコールと手続きを give due consideration (考慮する)。 | 先住民族及び地域社会の慣習法等は、締約国内において、可能な限り最大限、適用されるべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 配慮をするという現行の規定では弱い。 ② 生物多様性条約の目的を達成するためには、実施を伴わない可能性を回避し、実施を確保する制度を作ることが必要である。 |

| | | | |
|----------|---|--|---|
| 13 条 1 項 | <p>議定書原案では次のように規定されている。</p> <p>以下を含むチェックポイントの特定と設置と開示要求：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 利用国における権限ある国内当局 (ii) 公的資金を受けた研究機関 (iii) 遺伝資源の利用に関係する研究結果を公表する団体 (iv) 知的所有権の審査機関 (v) 遺伝資源から生ずる製品を規制する又は流通許可を行う権限当局 | <p>チェックポイントの設置に関する議定書原案の記載を維持すべきである。</p> | <p>ABS 国内法により遺伝資源の利用を追跡するためには、チェックするポイントが必要であるから。</p> |
| 13 条 4 項 | <p>議定書原案では次のように規定されている。</p> <p>国際的に認知された認証は以下の最低限の情報を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)発行した国内当局 (b)提供者の詳細 (c)成文化された固有の英数字列の識別子 (d)適当な場合には、関連する伝統的知識の権利所有者の詳細 (e)利用者の詳細 (f)認証がカバーする対象事項 (g)取得活動の地理的位置 (h)相互に合意する条件へのリンク (i)許可された利用と利用制限 (j)第 3 者への移転条件 (k)発行日 | <p>原産国の出所が明らかな場合に限り、遵守のための国際的に認知された認証に原産国が含まれるべきである。</p> | <p>利益を原産国にも配分する場合、原産国を明記することで、利益配分を促進することが可能になる。</p> |

2. 日本政府の発言に対する提言

| 報告書の番号 | 日本政府の主張 | 提言 | 根拠 |
|------------------|--|---|--|
| 104 ² | 日本政府は国内法に従って、非商業利用時の簡素化された制度を設けるよう主張している。 | 非商業利用時の簡素化された制度は設けるべきではない。 | 遺伝資源の取得時に商業利用と非商業利用の区別をすることが困難であるケースが多いことが想定される。非商業利用時の簡素化された制度が多用される可能性がある。 |
| 107 ³ | 日本政府は13条4項の国際的に認知された認証に含まれる最低限の情報に、 non-confidential (秘密でない)を「最低限の」の後に挿入すること提案している。 | non-confidential (秘密でない)との言葉は記載するべきではない。 | 秘密でないという言葉を追加することで、遵守を確認するために最低限必要な情報が削除されてしまう可能性がある。各項目(a)~(k)で開示される情報の詳細については、今後、個別具体的に議論されるべきである。 |

² UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 第9回 ABS 作業部会の報告書の104(P25)

³ UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 第9回 ABS 作業部会の報告書の107(P25)